

行政法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

申請に対する処分と不利益処分における行政手続上の違いについて理解を問う問題である。行政手続のポイントとしては、意見陳述の機会の有無（設問 1）、審査基準・処分基準の設定・公表の扱いの違い（設問 2）、理由の提示が必要とされる趣旨並びに理由提示の程度（設問 3）の 3 点について、行政手続法の規定内容とその制度趣旨を踏まえて論じることが求められる。設問 3 の理由提示の程度については判例（最判昭和 60 年 1 月 22 日民集 39 卷 1 号 1 頁、最判平成 23 年 6 月 7 日民集 65 卷 4 号 2081 頁など）を踏まえた論述が望まれる。

以上